

環 企 家 第 4 2 号
昭和 5 4 年 4 月 3 日

病院長 殿

厚生省環境衛生局長

家庭用品危害情報制度への協力方について（依頼）

家庭用品の使用に伴って発生する危害についての情報収集は家庭用品の安全性確保を図るうえで重要な課題であります。

このため、厚生省では昭和 5 4 年度から家庭用品危害情報制度を発足させ、国内の家庭用品危害情報を早期に収集し、これらの情報を厚生省に設置する家庭用品専門家会議危害情報部門において検討し、その評価に応じて必要な行政措置を講じることとしています。

また、とりまとめた家庭用品危害情報は、出来るだけフィードバックに努めたいと存じます。

つきましては、貴病院（皮膚科又は小児科）にモニター病院として本制度に参加していただきたいと存じます。

院務御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、本制度の趣旨に御賛同を賜り、何分御配慮を煩わしたくお願い申し上げます。